（海上労働証書等の返納）

第二十条　船舶所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する海上労働証書等（第四号の場合にあっては、発見した海上労働証書等）を船舶所在地官庁に返納しなければならない。

一　船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二　船舶が日本船舶でなくなったとき。

三　海上労働証書等の有効期間が満了したとき。

四　海上労働証書等を滅失したことにより海上労働証書等の再交付を受けた後、その滅失した海上労働証書等を発見したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、船舶が海上労働証書等を受有することを要しなくなったとき。

（海上労働証書の裏書）

第二十一条　船舶所在地官庁又は登録検査機関は、中間検査の結果、法第百条の三第一項各号に掲げる要件の全てに適合すると認める場合は、当該海上労働証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

第四章　雑則

（再検査）

第二十二条　法第百条の九の規定による再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行った船舶所在地官庁を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（報告）

第二十三条　船舶所有者は、海上労働遵守措置認定書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、当該変更の内容を船舶所在地官庁に報告しなければならない。

（在勤官署の所在地）

第二十四条　船員法関係手数料令第九号イ⑵の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第十一条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第二十五条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（権限の委任）

第二十六条　法第百条の二第一項、第百条の三第一項、第百条の四並びに第百条の六第一項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（当該船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

2　法第百条の五及び第百条の十に規定する国土交通大臣の権限は、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができる。

3　第一項の規定により船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局長等が行う。

4　第二項の規定により船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が行うことができるとされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局長等も行うことができる。

附　則

この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第一号様式（第三条関係）

検査引継申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名　印

船員の労働条件等の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
引継ぎを受けようとする理由	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
備考	

（注）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。